公共事業を止めるための運動論　　　　　　　　　　　2018.11.11 熊本一規

1. 築地戦争から（HP <http://www.kumamoto84.com>を参照）

・のれんに基づく営業権で築地市場の存続を図る取組み。営業権組合。買物ツアー。

・村木氏が都の代理人（弁護士）及びグルになった裁判官をノックアウト(10/30)

　→11/5には代理人が「黙秘権」を行使→11/8事実上、東京都はギブアップ

・営業権組合の取組みのポイント

①「お願い」する運動でなく、「権利を学び、自ら主張」する運動

② 権利を持つのは「組合でなく組合員である」ことに基づく運動

③「損失補償の必要性」に基づく運動

④「のれん」に基づく運動

2．漁業権で埋立を止める（拙著『漁業権とはなにか』を参照）

・漁業権で埋立・ダム・原発を止めてきた(約20例)

・漁業権で埋立を止めるポイント

①「お願い」する運動でなく、「権利を学び、自ら主張」する運動

② 権利を持つのは「組合でなく組合員である」ことに基づく運動

③「損失補償の必要性」に基づく運動

④「自由漁業の権利(慣習上の権利)」に基づく運動

　・共同漁業権は「総有の権利」（入会権的権利）

3. 水利権で開発を止める

(1)上の①～④は水利権にも共通(④は「慣行水利権」)

(2)事例

千葉県丸山町

ゴルフ場開発を水利権で止めた。

 水量だけでなく水質も水利権に含まれる。

許可（事業者と公の関係）がなされても、「事業者と民の関係」は別。

 長野地裁諏訪支部1981.4.28判決

 1人の水利権者がゴルフ場開発を止めた。

 (3)水利権に関する留意点

　・水利権は「総有の権利」(入会権的権利)

　・「水利施設の所有者が水利権者」はゴマカシ。

　・支流での取水等には、本流との合流点までに存在する水利権者の同意が必要。

　・圃場整備・換地の際にも水利権者全員の同意を取っている。

公共事業を止めるポイント

① 権利者が自らの権利を学び、主張すること

② 行政による「権利侵害」の手続き、及びそのゴマカシの手法を知ること

③ 権利者が事業に関する書類に印を押さないこと

④ 三種の神器を身につけること